

第6章 小景観区～区民主体の活動による景観まちづくり～ 景観まちづくりの推進に向けて

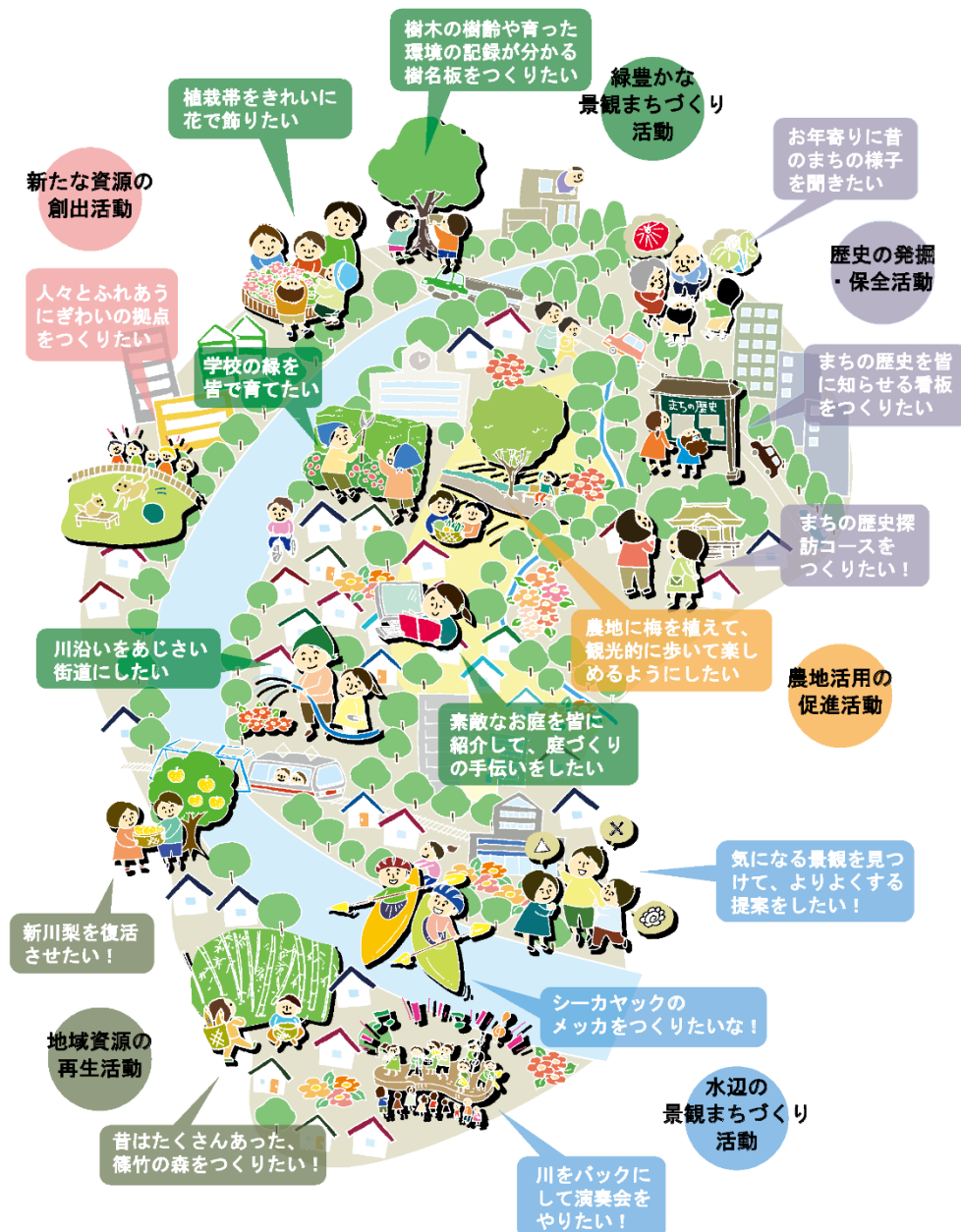
第1節 小景観区

1 小景観区のまちづくりの考え方

本区には、第4章で述べた大景観区ごとに様々な「江戸川らしさ」があります。

小景観区のまちづくりは、それらの地域特性やテーマを踏まえ、区民主体による「江戸川らしさ」を創造・育成する活動を推進することで、まちが活性化し、まちが元気になることにつながる取組です。

区民・事業者がまちへの愛着を深め、「水と緑」「歴史・文化」「まちなみ」「活力・にぎわい」「暮らしと活動」の5つの要素「江戸川らしさ」をさらに伸ばし、個性あふれるまちの景観が表れるよう、区民発意の活発な活動が展開されていくことを目指します。



身近な景観をつくる 区民の活動

本区では、**まちをよくしていく**
多種多様な区民活動を展開して
います。例えば、アダプト活動
に約 10,300 人もの参加があ
ります。これらは**すべて景観ま
ちづくり**につながっています。



江戸川らしさのある 景観を再生・ 引き立たせる活動

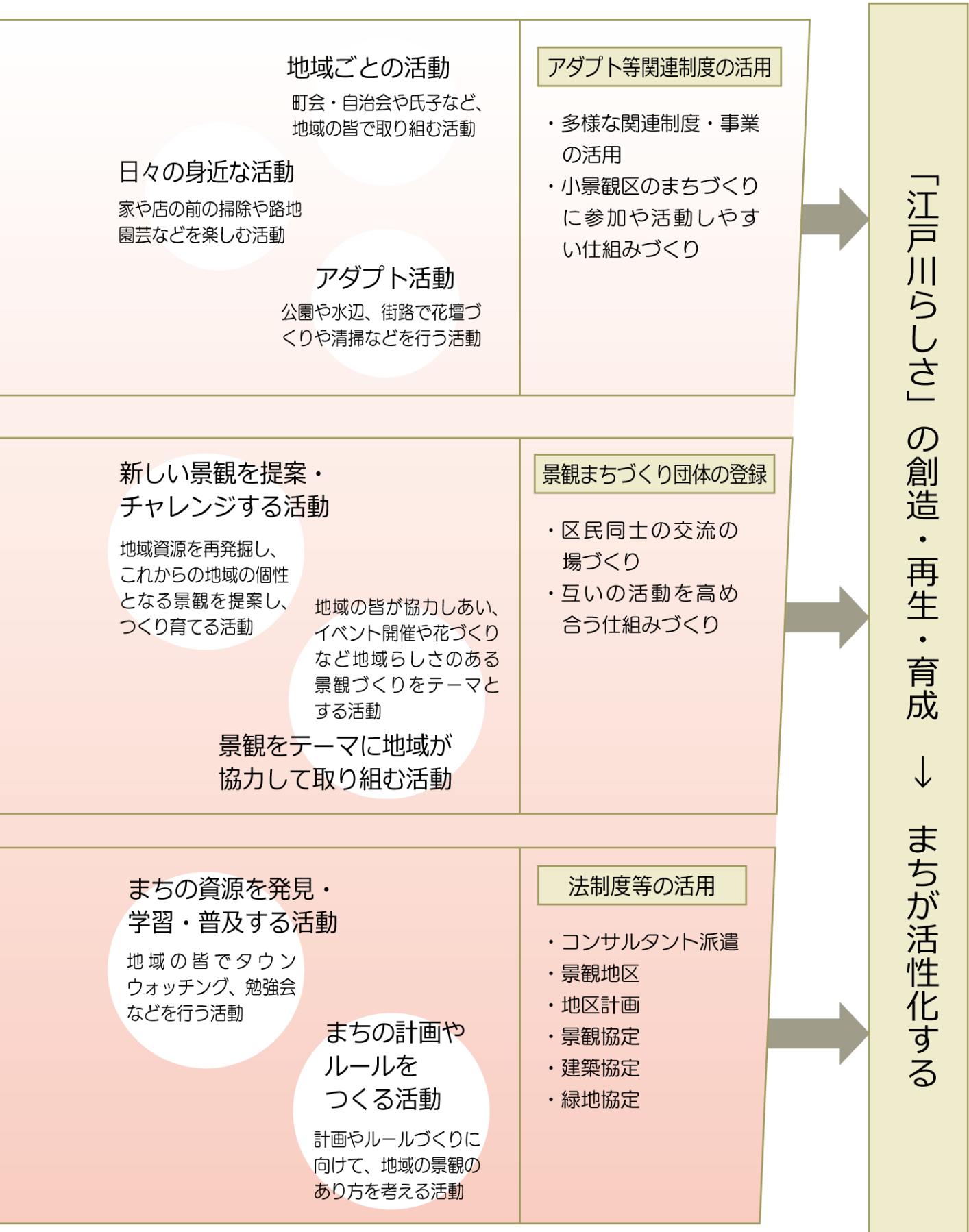
まちの歴史や資源など、多様な
江戸川らしさを活かすことを
**テーマとした景観まちづくり活
動**を広げていきます。



将来像を描き、 実践する活動

地域の皆でまちの将来像を描
き、**計画やルールをつくる活
動**を広げていきます。





2 小景観区のまちづくりを支える仕組み

より多くの区民が参加しやすく、さらに活動が活発になるよう、小景観区のまちづくりを支える仕組みをつくりまします。

(1) アダプト等関連制度の充実

景観まちづくりに関連する活動を支援する様々な制度や事業等の一層の充実を進めます。

- ・アダプト活動制度((公財)えどがわ環境財団、環境部)
- ・ボランティア登録(ボランティアセンター) など

(2) 景観まちづくり団体登録制度の創設

「江戸川らしさ」のある景観の保全や魅力の向上につながる景観まちづくり活動を主体的に行う団体の登録制度を設けて、区民同士が交流し、互いの活動を高めあう機会をつくることで、景観まちづくりの機運を醸成します。

景観まちづくり団体登録制度

本登録制度は、団体の①活動のテーマと目的、②活動主体と規模、③活動場所、④活動内容といった活動方針を明確にするとともに、登録により区の景観まちづくりに位置付けることで、景観まちづくり活動を促進することを目的としています。

①活動目的とテーマ

小景観区のまちづくりは、江戸川らしさを活かした、より良いまちづくり活動全般を指します。

子育て、障害者福祉、芸術、文学、教育、文化財保全、コミュニティ形成、商店街振興など様々な目的に、「まちの景観」をよりよくする視点を目的に加えたまちづくり活動とします。

②活動主体と規模

本区のコミュニティを支える様々な既存の団体、新たな団体の設置や複数の団体が協力して活動する組織体等、活動主体の規模や参加人数を問わず、まちの景観をより良くする視点を持って活動する全ての団体及び個人が小景観区のまちづくりの主体となります。

③活動対象場所

活動の対象場所として、公園、河川、道路、路地など、活動する大まかな区域や主な場所を明らかにします。特定の場所は定めず、全区的に取り組むものも含まれます。

活動の範囲が隣接又は重なり合う場合は、それぞれ互いの活動を尊重し合い、情報交換などを通じて共存していきます。

④景観まちづくり活動の内容

活動の内容は多種多様で、清掃活動やイベント開催などの実践的な景観をつくり、守る活動から、計画やルールづくり、地域への普及活動などが想定されます。

(3) 法制度等の活用

まちの計画やルールをつくる活動をより積極的に行う場合、法制度等の活用を進めます。

・コンサルタント派遣(江戸川区都市整備促進条例)

区民主体でまちの計画やルールをつくる活動に対し、専門家としてコンサルタントを派遣する制度



コンサルタント派遣(イメージ)

・景観地区(景観法)

市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として、建築物の形態意匠や高さ等に関する一定の制限を定める地区



一之江境川親水公園沿線景観地区

・地区計画(都市計画法)

住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するために、地区計画の目標や地区の整備、開発及び保全の方針等を定める計画

・景観協定(景観法)

良好な景観の形成に関する事柄をソフトな点まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる制度

・建築協定(建築基準法)

土地の所有者等が建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定を締結する制度

・緑地協定(都市緑地法)

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度



地区計画制度によるまちづくりのガイドライン

3 小景観区のまちづくりの種類

小景観区のまちづくりの種類として、次のようなタイプがあげられ、それぞれの活動を広げていきます。

- ・ 身近な景観をつくる区民の活動
- ・ 江戸川らしさのある景観を再生・引き立たせる活動
- ・ 将来像を描き、実践する活動 など

(1) 身近な景観をつくる区民の活動

本区では、まちを良くしていく多種多様な区民活動が行われています。例えば、アダプト活動に約 10,300 人も参加があります。これらはすべて景観まちづくりにつながっており、今後もこれらの活動を広げていきます。



例えば・・・

- ・ 家や店の前の掃除や路地園芸などを楽しむ、日々の身近な活動
- ・ 公園や水辺、街路などで花壇づくりや清掃などを行うアダプト活動
- ・ 町会、自治会や氏子など、地域の皆で取り組む活動



区内事例 区を代表する施設における活動 ウェルカム・ガーデナー

ウェルカム・ガーデナーは、公益財団法人えどがわ環境財団が開催するウェルカム・ガーデナー養成講座で集まったボランティアメンバーにより、江戸川区役所本庁舎前庭や文化センター等の区を代表する施設の花植え等を行っています。

ウェルカム・ガーデナーの公園ボランティアエコチームにより、江戸川区役所本庁舎前庭に季節の花の植付けが行われ、道を行く人々の目を楽しませています。



ウェルカム・ガーデナーによる植付けの様子

(2)江戸川らしさのある景観を再生・引き立たせる活動

まちの歴史や資源など、多様な江戸川らしさを活かすことをテーマとした景観まちづくり活動を広げていきます。

例えば・・・

- ・ 地域資源を再発掘し、これからの地域の個性となる景観を提案し、つくり育てる活動
- ・ 地域の人々が協力し合い、イベント開催や花づくりなど江戸川らしさのある景観づくりをテーマとする活動



区内事例 旧中川における恒久平和を願う活動 旧中川灯籠流し実行委員会

旧中川での灯籠流しは、東京大空襲の犠牲者の慰霊を目的に平成 11 年より開催されています。毎年 8 月 15 日の夜、旧中川のふれあい橋付近で行われ、白い舟灯籠には参加者が文字や絵を描き、鎮魂の思いを込めた灯籠を流しています。

毎年、継続して開催することで平和への思いと故人への思いをつなぎ、地域の記憶が景観として残されています。



灯籠流しの様子



灯籠作成の様子

(3) 将来像を描き、実践する活動

地域の人々でまちの将来像を描き、計画やルールをつくる活動を広げていきます。

例えば・・・

- ・ 地域の人々でタウンウォッチング、勉強会などを行い、発見・学習・普及する活動
- ・ まちの計画やルールづくりに向けて、地域の景観のあり方を考える活動



区内事例 JR 小岩駅周辺地区での取組み エリアマネジメント

JR 小岩駅周辺地区では現在、市街地再開発事業・土地区画整理事業・街路事業といった、ハード面のまちづくりが進められています。それに合わせて、地区内の再開発組合・町会・自治会・商店会からなるまちづくり協議会において、完成後のまちの運営を見据えた検討が行われてきた結果、令和2年11月「一般社団法人小岩駅周辺地区エリアマネジメント(愛称:KOITTO)」が設立されました。KOITTOは、地域に関わる人々の良好なつながりを育み、地域活動への協力連携を促進することで、暮らしの安心・安全や地域の価値を向上させることを目的に活動を開始しました。南小岩六丁目地区市街地再開発事業地区内に整備された活動拠点「KOITTO TERRACE」や、オープンスペースを活用して、地域のつながりや賑わいを作る様々な活動を展開しています。今後もまちづくりの進捗に合わせて活動を広げていきます。



一般社団法人設立総会の様子



活動拠点「KOITTO TERRACE」で茶話会を開催し、町会・自治会・商店会と意見交換



再開発ビルのオープンスペースでマルシェなどの賑わいづくりイベントを開催

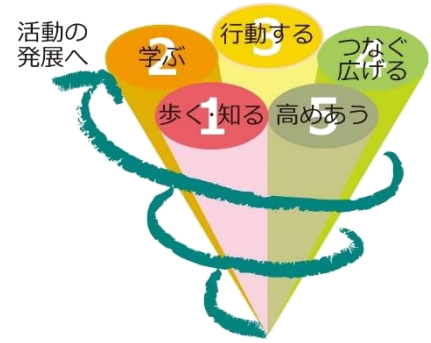


地元小学校のまち探検の様子

4 小景観区のまちづくりの進め方

小景観区のまちづくりでは、「江戸川らしさ」をそこに住む人々が改めて発見・発掘することから、5つのステップに沿って進めます。

また、区民、事業者が主体となった、江戸川らしさを活かした活動が区内各地で広がり、さらに発展していけるよう、区民同士の交流の場や互いに高めあう仕組みをつくります。



(1) 歩く・知る

「江戸川らしさ」を発見・発掘する機会を充実させることにより、多くの人の景観への意識を高めます。



まずは歩いて、まちを知ろう！

(2) 学ぶ

まちで発見・発掘した「江戸川らしさ」を活かし、景観まちづくり活動を実現するために必要なことを学べる場を増やします。そして、福祉や芸術、水と緑など、様々な視点から将来の夢を描きます。



専門家の意見も聞いて学ぼう！

(3) 行動する

学んだことを活かして、行動します。アダプト制度など区が実施している様々な区民協働、区民の活動に関する支援制度や事業を活用しやすいよう、情報発信を行います。



活動を始め、地域に広げていこう！

(4) つなぐ・広げる

個々の取組を拡充するだけでなく、地域で活動するより多くの人たちと協力し、江戸川らしさを広げるための交流の場をつくります。また、景観まちづくり活動を知り、情報交換し、活動を高めあうことにより、より魅力ある継続的な活動に発展させていきます。

(5) 高めあう

情報交換・交流では、互いの活動を尊重し、高めあう場としていくほか、良い活動を多くの人に知らせるため、景観まちづくり賞などの表彰する仕組みを活用します。



活動をほめて、互いに高めあおう！

始めよう！ 広げよう！ 景観まちづくり

「小景観区のまちづくりの進め方」の5つのポイントを踏まえ、活動始めるためのヒントを以下に示します。ぜひ、参考にしてください。

1 歩く・知る



ヒントは、まちの中にある！

まずはまちを歩いて、まちの良いところや気になるところを見つけよう。

江戸川らしさを知る！

まちの歴史や懐かしい風景の断片から、外国や他のまちにはない、江戸川らしさを考えよう。

ヒント

●メモ、カメラ、地図を持ってまちを歩こう！

まち歩きでは、気づいたこと、気になることを忘れないようにその場で記録することも大切。メモやカメラを忘れずに！地図もあると便利。

「えどがわマップ」(区HPより)
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/map/>

●江戸川区郷土資料室に行ってみよう！

歴史や文化を知りたい方は、郷土資料室に行こう。様々な文献や資料を見ることができます(入場無料)。

住所：江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス3階
電話：03-5662-7176
開館：9:00~17:00 祝日と年末年始は休館

●楽しいまち歩きのポイントを知ろう！

子どもたちとのまち歩きの方法や、楽しみながらまちのよさを発見する方法などが載っているホームページを見てみよう！

景観まちづくり教育(国土交通省HP) <http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>

2 学ぶ



他のまちも見よう！

いろいろなまちに行ったり、資料を調べたり、他のまちの事例を学ぼう。

いろんな視点から学べるチャンス！

シンポジウムやイベント、講座などに積極的に出てみよう。

ヒント

●花とみどりを楽しむ講座に参加しよう！

ハーブの育て方や料理への活用方法、多肉植物の寄せ植えなど、緑のライフスタイルへのとり入れ方に関する講座を開催しています。区内の造園の専門家などが講師になっています。

公益財団法人えどがわ環境財団公式HP
<https://www.edogawa-kankyozaidan.jp/>

●江戸川総合人生大学に入ってみよう！

社会貢献を志す人を応援するために設立された、まちづくりや介護・福祉など様々な分野から学び・実践をする場です。現在、多くの卒業生がまちづくり活動の第一線で活躍しています。

江戸川総合人生大学公式HP
<http://www.sougou-jinsei-daigaku.net/>

●NPO 法人えどがわエコセンターに行こう！

自然観察会など、様々なイベントや講座を開催しているので、興味のあるものに参加してみよう。

NPO 法人えどがわエコセンター公式HP
<https://edogawa-ecocenter.jp/>

3 行動する



江戸川らしさは暮らしの中で育まれる！

皆でまちの夢を描き、共有して
取り組もう。

まちに建物や植物の専門家がたくさんいる！

専門家の知恵や技術を借りて、
景観まちづくりを進めよう。

ヒント

●活動を登録しよう！

活動を登録すると、区の支援や様々な情報を得ることができます。

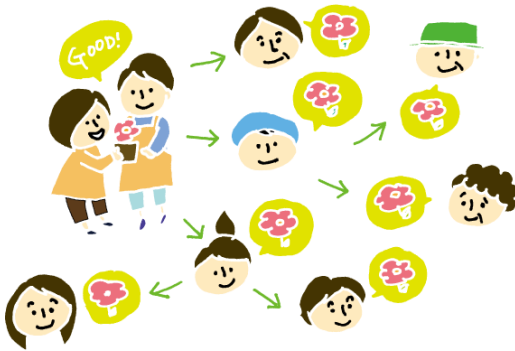
- ・ボランティア登録
（公財）江戸川区ボランティアセンター 03-5662-7671
- ・公園ボランティア登録、緑のボランティア登録
環境部水とみどりの課調整係 03-5662-0320
- ・水辺のボランティア登録
環境部水とみどりの課調整係 03-5662-0320
- ・まちかどボランティア登録
土木部保全課事業調整係 03-5662-1930
- ・景観まちづくり団体登録
都市開発部都市計画課都市計画係 03-5662-6369

●まちづくりコンサルタント派遣制度を活用しよう！

まちの夢を描き、それを実現するには、皆で夢を共有することが必要です。イメージをとりまとめたり、技術的なアドバイスを行うアドバイザーを派遣します。

問合せ：都市開発部都市計画課調整係
電話 03-5662-6368

4 つなぐ・広げる



よい話は口コミで広がる！

まずは家族やご近所、地域の皆に話して
活動を広げよう。

ヒント

●ボランティアフェスティバルに参加しよう！

「福祉・健康」「子どもの健全育成・教育・文化」「災害時支援」「国際交流・支援」「環境」など、様々な分野で活動するボランティア団体が一堂に会し、互いのボランティア活動に対する理解を深め、ネットワークをつくる場として毎年開催しています。

問合せ：（公財）江戸川区ボランティアセンター
電話 03-5662-7671

5 高めあう



ほめられたら、もっと活動したくなる！

良い取組は
声に出してほめ、
活動を高めあおう。

ヒント

●景観まちづくり賞に応募しよう！

周辺景観と調和する建築物等や取り組んでいる活動について、景観まちづくり賞に応募してみよう。

問合せ：都市開発部都市計画課都市計画係
Tel 03-5662-6369

●景観まちづくりワークショップに参加しよう！

身近な地域での景観まちづくり活動のアイデアについて考える、ワークショップに参加してみよう。

問合せ：都市開発部都市計画課都市計画係
電話 03-5662-6369

5 景観まちづくり活動の着眼点

「緑」「まちと調和する建物」「まちの色」など身近な課題から自分たちでできる景観まちづくりを考え、行動していくための着眼点をまとめました。

**適切な維持管理を行い、
緑の質を上げよう！**



せんでい
剪定時期や仕立て方など、
専門家に相談してみよう



鉢植えでも
楽しめる

**緑は狭いところにも
植えられるので、
工夫して楽しもう！**



ちょっとした工夫で
緑は育つ！

**緑の質を上げるには、
「引く」ことも重要**



間引きをしたり、
整理して、緑の質を
上げることも必要だね

キレイなところは汚れない



皆で手入れをしていれば
キレイな景観が保たれる



連続した緑が
あると
落ち着くね



素材と色のトーンが
同じで、統一感のある
景観になっている

**生垣、色、素材など
何か1つでも
そろえると、
統一感が出る**



色の使い方は
自然に学ぼう

葉の緑から
赤へのグラデー
ションが美しい

周囲の環境によって、
落ち着いた色でも
目立たせられる



落ち着いたまちなみには、
落ち着いた色が似合う

まちの個性が
生きる
色を選ぼう



緑道の緑と建物の緑、
どちらが目立って
いるかな・・・

看板がまちの色を印象づける
要素となっている



いろいろな色があると、
にぎやかな反面、
煩雑になる場合もあるね

ちょっとしたスペースも
ゆとりを感じさせる



まちに
「ゆとり」を
もたらそう



まちなかに農地が残っていると
ホッとするね



建物と建物の間に
「スキマ」があって、
ゆとりを感じる

まちの色から景観まちづくりを始めよう

まちの色は、夕日や青空、樹木や草花などの季節や時間で変化する自然の色や、建物や看板などの人工物の色、人々の服装や蝶の羽の色などの様々な色が組み合わせられてできており、私たちの暮らしの中でとても身近な存在です。

そのため、景観まちづくりに取り組むうえで、色は誰もが親しみやすいテーマのひとつです。ぜひ、まちの色から景観まちづくりを始めませんか！

まちづくりの
コンセプト
を決めよう！



江戸川らしさを大切にしたいまちづくりのコンセプトをみんなで決めよう。

まちの色を
測ってみよう！



まちの色を測って、現在のまちなみの状況を調べてみよう。

これからの
まちの色を
考えよう！



専門家のアドバイスを受けながら、江戸川らしさを活かした色の使い方を考えよう。

♪ まちの色を測ってみると…

実際に区内で調査した結果を右頁にまとめています。

意外と建物の外壁の色は、どこのまちも差があまり見られないけど、植物や看板などによってまちの色が印象づけられるんだね。



親水河川のまちは…
白っぽい建物に植物の
緑が映えていい感じ！

商店街のまちは…
看板の色がにぎわいある
雰囲気になっているね。

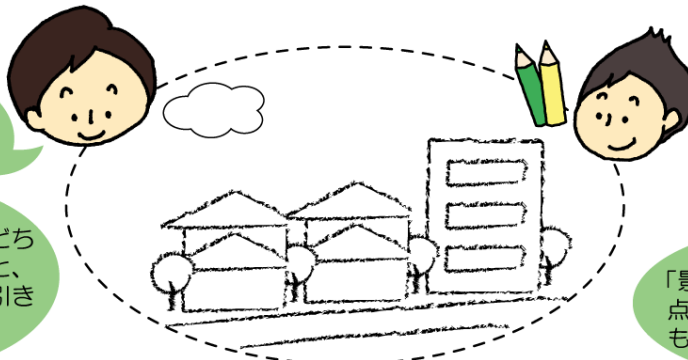
農のまちは…
緑と土…なんだか懐か
しい感じがするね。

♪ まちの色を考える時は…

身近な場所をイメージしながら、隣り合う建物や緑が良い関係となる色の使い方を考えてみましょう。

色合いや明るさを揃えると、まとまりある穏やかな印象ね。

色合いや明るさのどちらかに差をつけると、表情がさわだって引き締まった印象ね。



うちの前の通りは住宅が多くて静かな所だから…

秋の紅葉の時期が一番好きなんだよなあ…

「景観まちづくり活動の着眼点(124、125頁に掲載)」も参考にしてみよう。



親水河川のまちの色



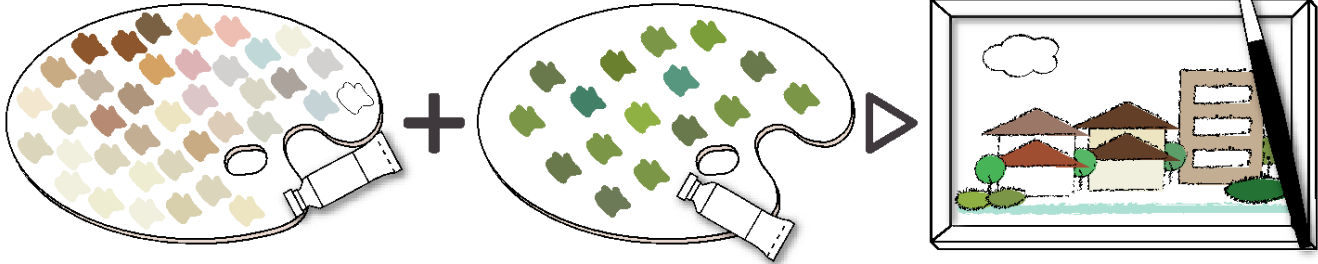
建物の外壁が暖色系の明るい色づかいのものが多くなっています。全体的に明るいイメージの中に植物の緑が入ると、開放的な印象を与えるまちの色となっています。



建物の外壁の色

その他の主なまちの色
(植物)

まちの色



商店街のまちの色



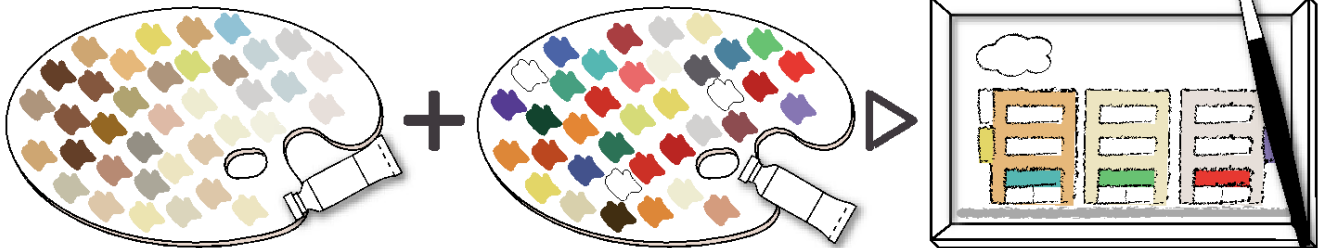
建物の外壁の色の大半は、淡いベージュなどの明るい色や、煉瓦系などの落ち着いた色が多いのですが、看板の多様な色づかいにより、また違ったまちの色となっています。



建物の外壁の色

その他の主なまちの色
(看板)

まちの色



農のまちの色



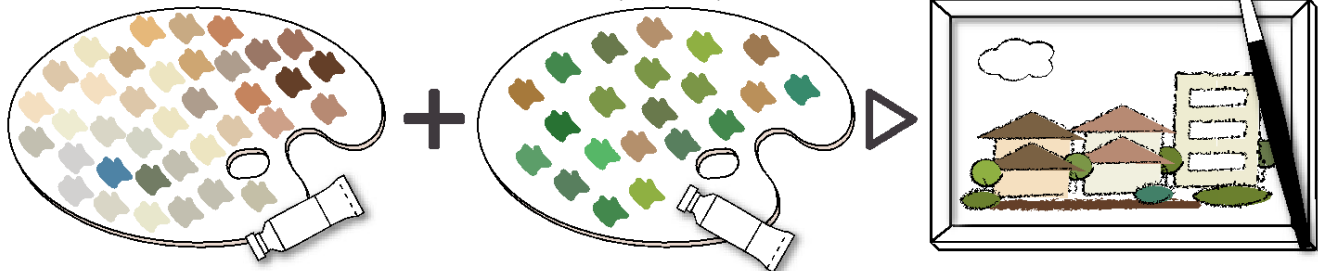
農地や屋敷などにより、緑や土の色が多く、全体的に落ち着いた印象を与えるまちの色となっています。



建物の外壁の色

その他の主なまちの色
(植物・土)

まちの色



※ここで再現している色は、実際の色と異なります



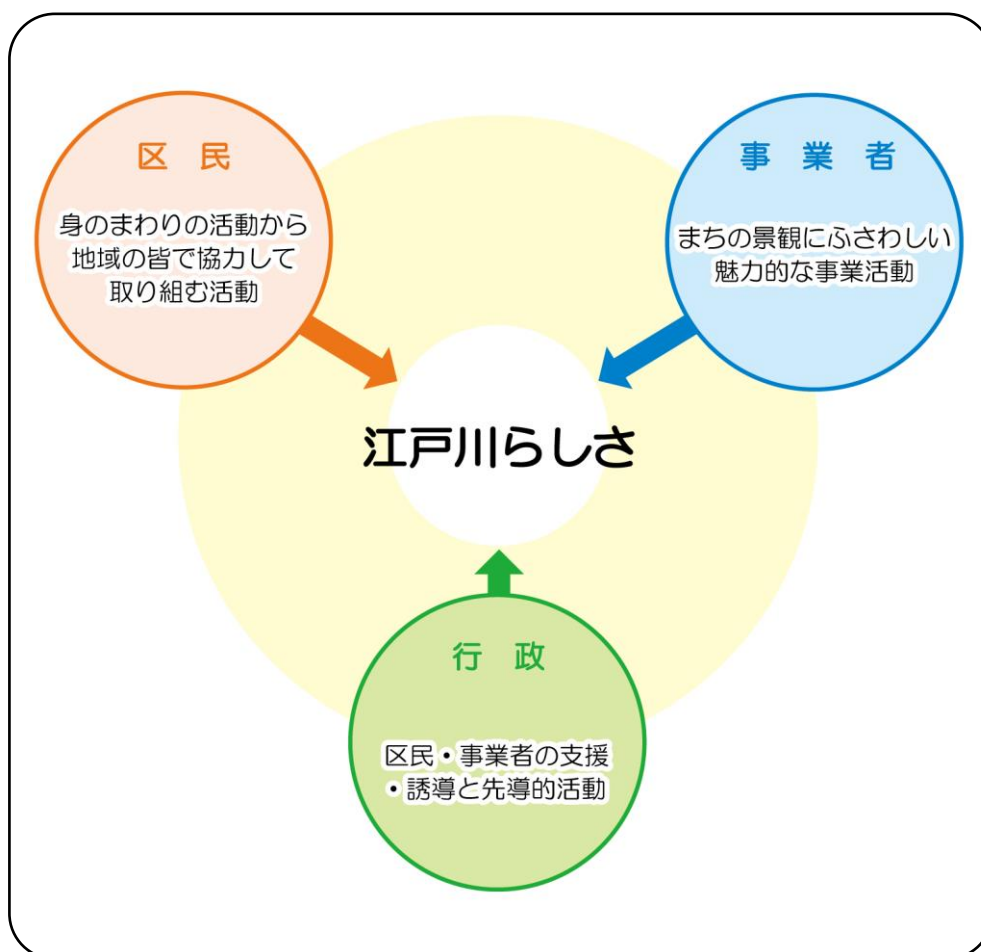
第2節 景観まちづくりの推進

1 区民・事業者・行政の役割

景観は、区民・事業者・行政のそれぞれの様々な取組によって創出されることから、個性を尊重しつつも周辺の地域特性や江戸川らしさを十分に踏まえて進めていくことが求められます。

したがって、より多くの区民や事業者、行政がそれぞれの役割について理解を深め、それぞれが役割を担い互いに連携して「江戸川らしさの創造・育成」を進めていくことが重要です。

区民・事業者・行政の役割



(1)区民

～身のまわりの活動から地域の皆で協力して取り組む活動～

区民一人ひとりが日々の暮らしの中で、自らが「江戸川らしさ」を形づくる主体である意識を持ち、身のまわりの小さな活動や、地域の皆で協力して取り組む江戸川らしさを活かしたまちづくり活動など、取組の輪を広げながら、景観まちづくりを進めます。



取組の例

- ・家や店の前の掃除
- ・道路に面した箇所緑化
- ・「小景観区のまちづくり」の推進
- ・まちの景観に配慮した建築物づくり など

(2)事業者

～まちの景観にふさわしい魅力的な事業活動～

事業活動周辺の美化や江戸川らしさを活かしたまちづくり活動を積極的に務め、周辺のまちの景観に配慮した建築物の建築や屋外広告物の設置など、「江戸川らしさ」の創出を担う一員として、まちの景観にふさわしい魅力的な事業活動を進めます。



取組の例

- ・周辺のまちと調和した建築物、屋外広告物づくり
- ・「小景観区のまちづくり」の推進
- ・良好な景観形成活動への支援・協力
- ・良好な景観形成にむけた社会活動 など

(3)行政

～区民・事業者の支援・誘導と先導的活動～

景観まちづくりを進めるうえで必要な各種制度の創設・活用を推進します。

区民・事業者の景観まちづくりへの意識を高める機会を増やし、自主的な景観まちづくり活動を支援します。

さらに、江戸川らしさを活かした景観まちづくりの先導的な役割を果たす事業を進めます。

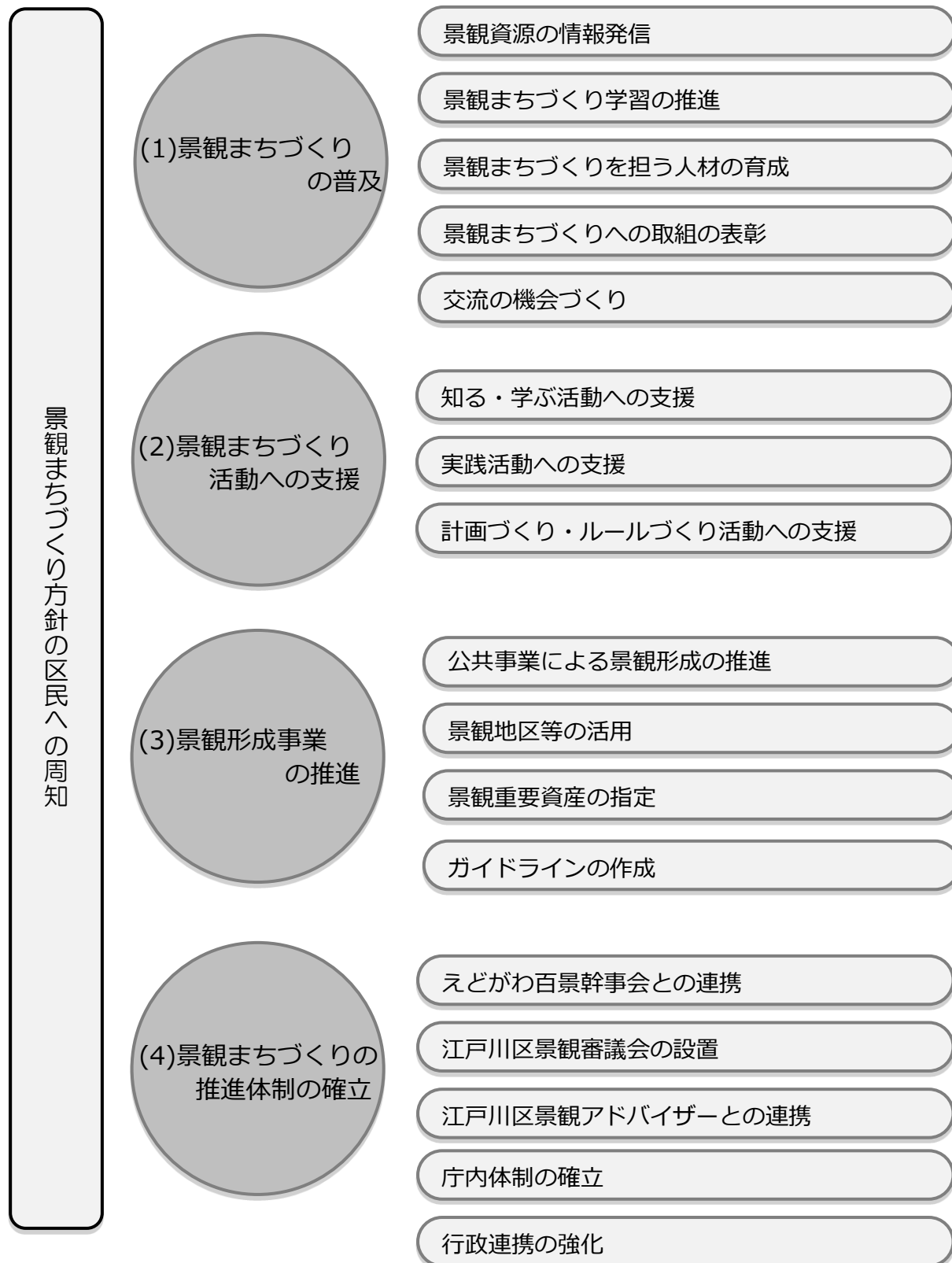


取組の例

- ・景観まちづくり活動への支援
- ・景観形成事業・規制誘導の推進
- ・景観まちづくりの普及
- ・景観まちづくりの推進体制の確立 など

2 施策の体系

景観まちづくりを進めるうえで、行政はまず、景観まちづくり方針の区民への周知を図ります。そして、以下の施策を組み合わせ、より効果的な景観まちづくりを進めます。



(1) 景観まちづくりの普及

区民や事業者の景観まちづくりに対する意識や参加意欲を高めるため、普及を進めます。

1) 景観資源の情報発信

区民や事業者が景観に興味や関心を持ち、また、景観まちづくりの取組に活かしていくため、多様な媒体を活用し、地域の景観資源の情報を気軽に入手できる方法で発信します。

また、区外にも江戸川らしい景観を発信することで、区民等の景観まちづくりに対する意識の向上を図ります。



えどがわ百景紹介ホームページ

- えどがわ百景による PR
- 江戸川区散策ガイド「えどぶら」による PR
- 景観まちづくりホームページの充実
- 景観まちづくり活動のPR など

2) 景観まちづくり学習の推進

景観に対する意識を高めるため、学校教育や生涯学習を通じて、自然環境やまちの成り立ち及び地域の資源を学び、景観について考える機会を設けます。



小学校での景観まちづくり学習

- 子ども景観計画パンフレットの作成 など

3) 景観まちづくりを担う人材の育成

区民や事業者の景観まちづくりへの関心や意識を向上させ、また、より良い景観づくりを担う人材を育成するための機会をつくり出す。

- 景観まちづくり勉強会の実施 など

4) 景観まちづくりへの取組表彰

区民や事業者による、実践活動、景観に寄与した建築物等について、さらなる取組への意欲を高め、かつ、より多くの区民、事業者が景観まちづくりへの取組を広げる機会となるよう、表彰等を進めます。



景観まちづくり賞
まちなみ建築部門受賞物件

- 景観まちづくり賞の実施 など

5) 交流の機会づくり

景観まちづくりに取り組む区民・事業者・行政が、景観づくりに関する情報交換や相互に協力を図ることを目的とした、交流の機会づくりを進めます。



景観ワークショップ

- 景観まちづくりワークショップの開催 など

(2) 景観まちづくり活動への支援

景観まちづくり活動の各段階に合わせて活発な活動へ展開するための支援を行います。活動の多様化にあわせ、支援策の内容を順次見直していきます。

1) 知る・学ぶ活動への支援

まちの魅力となる「江戸川らしさ」を、地域の皆で共有するための勉強会やワークショップの開催、また、魅力を紹介するパンフレットやホームページの作成などを行います。

○講師の人材派遣

など



えどがわ百景探訪マップ

2) 実践活動への支援

花壇づくりや清掃活動、地域の皆が親しめるイベント開催など、景観の実践活動を行う団体やサークルに対し、活動に関する情報の提供などを行います。

また、小景観区のまちづくりの取組が発展し、地域共有の財産として保全・活用が必要なものについては、景観重要資産に位置付け、区の景観事業として実践活動を支援します。

○アダプト制度(公園、道路、河川)の実施

○景観まちづくり団体登録制度の運用

○景観重要資産の指定

など



ボランティアによるイベント開催
(水辺清掃とカヤックの体験乗船)

3) 計画づくり・ルールづくり活動への支援

当該地域の計画や、建築物等のルールづくりにおいては、まちづくりや地域住民の合意形成に関する知識などが必要です。そのために専門家の派遣の制度を設けています。また、ルールづくりの際には、地区指定や協定締結などの仕組みについての冊子を発行するなど、分かりやすい形で紹介していきます。

○まちづくりコンサルタント派遣

など



まちづくり協議会

(3) 景観形成事業の推進

区民、事業者との協働による景観形成を図るため、景観形成事業への理解や協力を求めるとともに景観法をはじめとした様々な制度により景観まちづくりを進めます。

1) 公共事業による景観形成の推進

地域の景観形成において重要な要素である道路、河川、都市公園、それらに付随する工作物及び公共建築物等の区、都、国その他の公共的団体が行う公共事業について、本計画の方針に沿った整備に努めます。なお、景観軸・景観拠点の景観形成は、次のとおりになります。

軸・拠点	名称	各場所の景観形成
大河川景観軸	荒川 中川 江戸川 新中川 旧江戸川	p.107参照
親水河川景観軸	旧中川 新川	p.107参照
親水公園景観軸 ・親水緑道景観軸	小松川境川親水公園 一之江境川親水公園 古川親水公園 新長島川親水公園 新左近川親水公園 親水さくらかいどう 上小岩親水緑道 西小岩親水緑道 下小岩親水緑道 興農親水緑道 鹿本親水緑道 鹿骨親水緑道 流堀親水はなのみち 本郷用水親水緑道 椿親水緑道 東井堀親水緑道 篠田堀親水緑道 仲井堀親水緑道 鎌田川親水緑道 宿川親水緑道 葛西親水四季の道 左近川親水緑道 新左近川親水緑道	p.108、109 参照

軸・拠点	名 称	各場所の景観形成
道の景観軸	蔵前橋通り	<ul style="list-style-type: none"> ○西小岩親水緑道との交差部では、厚みのある緑配置など、緑豊かな景観の形成 ○平井大橋から小岩大橋にかけて葛飾区の区間となるため、関連自治体と連携した連続性のある景観の形成 ○再開発にあわせたにぎわい景観の形成
	千葉街道	<ul style="list-style-type: none"> ○一里塚や菅原橋の交差点など、歴史ある街道としての面影を活かした景観の形成 ○沿道の文化施設やスポーツ拠点、商店街など地域の特色に配慮した景観の形成
	京葉道路	<ul style="list-style-type: none"> ○本区の東西交通の要として、風格ある景観の形成 ○船堀街道、環七通り、柴又街道などの幹線道路との交差部における、人にやさしい快適な空間づくり ○篠崎駅周辺のにぎわい景観の形成 ○江戸川や旧中川の区境における、エントランスゲートを意識した景観の形成
	今井街道	<ul style="list-style-type: none"> ○一之江境川親水公園との緑のネットワークを拡充 ○環七通りとの交差部や一之江駅周辺、商店街のにぎわい景観の形成 ○無電柱化による良好な景観の形成
	新大橋通り	<ul style="list-style-type: none"> ○一之江境川親水公園との緑のネットワークを拡充 ○本区のほぼ中心を東西に貫く道として、沿道の多様な特色を活かした、快適な空間としての景観の形成 ○新庁舎の移転に伴うまちづくりに合わせたにぎわい景観の形成
	葛西橋通り	<ul style="list-style-type: none"> ○葛西親水四季の道と一体となった、沿道の駐車場の緑化などによる奥行きのある緑配置による緑豊かな景観の形成 ○葛西地域の中心となる軸として、緑豊かな景観の形成
	清砂大橋通り	<ul style="list-style-type: none"> ○開放感あふれる景観の形成 ○広幅員の道の特徴を活かし、ゆったりと歩くことができる、親しみのある景観の形成
	ゆりのき橋通り	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に密着した幹線道路として、沿道の花づくりや緑化など、人々が行き交い交流する、快適な景観の形成
	平和橋通り・船堀街道	<ul style="list-style-type: none"> ○街路樹の緑による演出などにより、連続性のある景観の形成 ○船堀駅周辺の商業地において、人々が交流するにぎわいのある景観の形成 ○船堀グリーンロードと連携した緑豊かな景観の形成 ○都立宇喜田公園・行船公園や小松川境川親水公園などとの交差部では、緑を意識した開放感のある景観の形成 ○新庁舎の移転に伴うまちづくりに合わせたにぎわい景観の形成
	環七通り	<ul style="list-style-type: none"> ○街路樹の緑による演出など、本区への来訪者の玄関口として、風格ある景観の形成 ○駅、親水公園、河川などとの交差部における、沿道の地域特性を活かした景観の形成
柴又街道	<ul style="list-style-type: none"> ○駅、篠崎公園、農の景観拠点を結ぶ軸として、沿道の花植えや緑化など歩いて楽しい緑のネットワークの形成 ○興農親水緑道や本郷用水親水緑道との交差部では、厚みのある緑配置による緑豊かな景観の形成 ○京成本線の立体化や駅周辺の再開発にあわせたにぎわい景観の形成 	

軸・拠点	名称	各場所の景観形成
駅の景観拠点	京成小岩駅	○商業地と住宅地が快適に共存できるまちなみの景観の形成 ○京成本線の立体化や駅周辺の再開発にあわせてにぎわい景観の形成
	平井駅	○平井駅を中心とした南北に立地する商店街の回遊性を高め、快適な空間づくり ○蔵前橋通りやゆりのき橋通りと連携し、川などの親水空間に囲まれた魅力ある景観の形成 ○再開発に合わせてにぎわい景観の形成
	小岩駅	○回遊性の高い特色ある商業地の形成と地域の顔となる景観の整備 ○古くからの良きコミュニティを活かした親しみある景観の形成 ○再開発に合わせてにぎわい景観の形成
	船堀駅	○ランドマークとなるタワーホール船堀を中心とした景観の創出 ○船堀街道や船堀グリーンロードと連携し、利便性や快適性を高めるための周辺環境を拡充し、緑豊かな景観を形成 ○新庁舎の移転に伴うまちづくりに合わせてにぎわい景観の形成
	一之江駅	○駅周辺の商業地と後背の農地、住宅地とが共生する調和のとれた景観の形成
	瑞江駅	○地域の商業・業務機能の充実を図り、住・工が調和する豊かな景観の形成
	篠崎駅	○しのぎ文化プラザを中心とした、多彩な文化が感じられる景観の形成
	西葛西駅	○駅前広場を中心に、緑豊かなやすらぎと潤いある景観の形成 ○総合レクリエーション公園の玄関口として、楽しさと躍動感に満ちたまちなみ景観の形成
	葛西駅	○環七通りと連携し、地域中心核として、にぎわいとやすらぎのある景観の形成
公園の景観拠点	都立篠崎公園 小松川千本桜・都立大島小松川公園 都立宇喜田公園・行船公園 総合レクリエーション公園 都立葛西臨海公園	p.108 参照

2) 景観地区等の活用

地域特性を踏まえたルールづくりなど、積極的な景観形成を図るために、景観地区や地区計画の指定、景観協定、建築協定、緑地協定の締結等、目的に応じた適切な制度を活用します。

3) 景観重要資産の指定

個性豊かな景観まちづくりを進めるため、地域のシンボルとなる、景観上の特徴を有する公共施設や建造物、樹木のうち、土地所有者等の同意又は意見を聴いたうえで、「景観重要資産」に指定します(指定の方針は「第5章 第2節景観重要資産」を参照)。また、景観重要資産は文化財の指定をはじめとした既存の制度の活用他、景観法に基づく、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木の活用により整備・保全・活用を進めます。

なお、区が管理する施設から順次指定し、都や国などの施設や民間の所有物については、管理者や所有者の理解と協力を得て、指定を進めます。

4) ガイドラインの活用

届出制度の基準に加え、より良い景観形成を図るために、詳細な配慮事項を示す景観形成ガイドラインを活用します。

(4) 景観まちづくりの推進体制の確立

区民・事業者・行政がそれぞれの役割を踏まえた取組を進めるため、区の庁内体制を整え、専門家や関係機関との連携を図ります。

1) えどがわ百景幹事会との連携

本区の景観まちづくりを広く区民に普及し、実践することを目的とした、区民、事業者等で構成する「えどがわ百景幹事会」と連携し、協働による景観まちづくりを進めます。

2) 江戸川区景観審議会の開催

本区の良い景観形成に関する事項や、勧告・変更命令等に関する事項など景観形成に関する重要な事項について審議する景観審議会を開催します。

3) 江戸川区景観アドバイザーとの連携

届出制度の事前相談を行う際、景観に関する専門的な知見を有する景観アドバイザーを設置し、より良い景観誘導を図ります。

4) 景観整備機構の活用【景観法第92条第1項】

本景観計画の景観形成方針に基づき良好な景観形成を適切に行うことができる公益法人やNPO法人を景観整備機構に指定し、まちづくりへの技術的支援や景観重要資産等の管理を実施します。

5) 庁内体制の確立

区民や事業者の景観まちづくりの取組を推進するための窓口と、関連部署との連携を図ります。

公共施設の整備等においては、それぞれの事業の中で景観計画の方針に基づき、景観に配慮した取組を行うために、各分野の担当者間で定期的に情報交換の機会を設けるとともに、行政職員が景観に関する知識や技術を習得する機会を設けます。

6) 行政連携の強化

必要に応じて都や国の事業に対し、要請などを行うほか、区をまたがる景観形成について、東京都や隣接する自治体と連携を取り、景観まちづくりを進めていきます。

江戸川区景観計画 ～まちを元気にする計画～

発行日 / 令和5年4月

編集・発行 / 江戸川区都市開発部都市計画課



〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

電話 03-3652 - 1151 (代表)

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/>